

第5章

個別施策の展開

基本目標1 とともに支え、助け合うつながりをつくろう

1. 支え合い・助け合い活動の推進

【今後の方向性】

少子高齢化や核家族化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増えていきます。また、地域への帰属意識の希薄化により地域での交流が少なくなってきています。生涯学習等を通じて地域に対する愛着を深めるとともに、地域の行事や活動などを、多くの住民に周知・啓発を図り、地域福祉活動等への参加を促進していきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none">○近所にひとり暮らしの高齢者など支援が必要な人がいれば、買い物やゴミ出しなど気にかけて積極的な見守りや助け合いを行いましょう。○地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。○地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域に貢献しましょう。○困っている人や、支援が必要な人がいたら相談窓口につなげましょう。
市	<ul style="list-style-type: none">○地域行事、地域活動などの促進と参加への呼びかけを行います。○地域を愛する心を育む機会の充実に努めます。○支援をしたい人と受けたい人をつなぐしくみを構築します。○命を大切にする社会づくりに向けた取り組みの充実に努めます。○人権教育と啓発を推進します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○福祉委員会活動を中心とした地域活動に、幅広い世代が参画できるよう支援します。

【主な市の取り組み】

①地域行事、地域活動などの促進と参加への呼びかけ

【担当課：市民協働課、道路交通課、みどり環境課、公民館】

ふれあい・交流の機会として、地域清掃活動やイベントに多くの地域住民に参加してもらうよう周知します。

②地域を愛する心を育む機会の充実

【担当課：文化財課、公民館】

地域を愛する心を育むため、生涯学習等を通じて、地域の歴史や伝統などを学ぶ機会の充実に努めます。

③支援をしたい人と受けたい人をつなぐしくみの構築

【担当課：市民協働課、こども未来室】

ファミリー・サポート・センターや市民公益活動支援センターなど支援をしたい人と受けたい人のマッチングを行います。

④命を大切に作る社会づくりに向けた取り組みの充実

【担当課：健康づくり推進課、公民館】

市民一人ひとりが、命の大切さを認識するとともに、自ら命を絶つことなく生きていけるような社会づくりにむけた取り組みの充実に努めます。

⑤人権教育と啓発の推進

【担当課：人権政策課、人権文化センター、障がい福祉課、商工観光課、教育指導室、生涯学習課、公民館】

「富田林市人権行政推進基本計画」、「人権教育基本方針」、「人権教育推進プラン」に基づき、学校教育や人権週間等における啓発事業の実施など、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を促進します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

- ①福祉委員会活動を中心とした地域活動に、幅広い世代が参画できるよう支援します

現在も取り組まれている校区・地区福祉委員会活動に子育て世代や団塊世代など今までは参加する人の少なかった世代に対して、小学校・中学校との協働などの取り組みを推進し、多くの世代が参画して地域の福祉に取り組む活動となるよう支援していきます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 気軽に支援できる関係づくりに取り組みたい。
- 地域の見守りを強化していきたい。
- 地域で支援体制をつくり、買い物代行サービスや宅配サービスなどを充実させたい。
- 大学の食堂や施設のロビーを開放して、お昼を提供するなど地域資源の活用をもとにサービスを提供したい。

2. 地域の交流の機会や場所づくり

【今後の方向性】

住民が地域活動や福祉活動に参加するきっかけづくりとして、住民同士や高齢者、障がい者、子どもなど、さまざまな市民との交流の機会や場を設けていきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○自分の趣味やつちかってきた経験などを地域で活かしましょう。 ○地域住民に呼びかけ、地域活動への参加を促しましょう。 ○世代をこえたサロンを開催するなど、高齢者や障がい者、子どもをはじめ、地域住民のふれあいの場づくりに努めましょう。 ○事業活動や提供しているサービスの内容等について情報発信を行い、地域に周知していきましょう。また、地域住民に協力してもらえることがあれば、積極的に協力をお願いしましょう。
市	○さまざまな市民との交流機会の充実に努めます。 ○地域における住民同士の交流機会の充実に努めます。 ○地域福祉活動団体等の活動拠点を確保します。
社会福祉協議会	○茶飲み会等住民間の日常的な関わりの機会が増えるような取り組みを支援します。

【主な市の取り組み】

①さまざまな市民との交流機会の充実

【担当課：人権政策課、市民協働課、人権文化センター、健康づくり推進課、商工観光課、教育指導室、公民館】

さまざまな市民と交流し、お互いのことを知り、理解を深めるために、関係機関の協力を得ながら、世代間の交流、子育て世代交流、地域間交流、外国人市民との交流などの機会の充実に努めます。

②地域における住民同士の交流機会の充実

【担当課：市民協働課、人権文化センター、こども未来室、児童館、高齢介護課、公民館】

地域の社会資源を活用しながら、多様な学習、体験機会を提供し、地域の住民同士が交流できる機会の充実に努めます。

③地域福祉活動団体等の活動拠点の確保

【担当課：市民協働課、人権文化センター、住宅政策課、教育総務課、図書館】

地域福祉活動団体等の活動基盤を整備するため、余裕教室、空き家及び公共施設を活用するなど、活動拠点となる場所の確保について、地域住民の交流拠点としての利用も含めて支援策を検討します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①茶飲み会等住民間の日常的な関わりの機会が増えるような取り組みを支援します

道端で出会った時に、互いに挨拶をしあう関係から世間話をする関係になるよう、日常的な触れ合いの場としてティーサロンなど、プログラムを設定せず気軽に交流できる場を増やすような取り組みを行っています。

【校区交流会議における主な理想意見】

○年齢や性別に関係なく、やりたいことで集まることができる施設や場所をつくってほしい。

○高齢者施設と児童施設を併設し、世代間交流ができる場をつくってほしい。

○空家を活用できたらいい。

3. 各種地域団体の連携強化

【今後の方向性】

町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種団体などによる地域における支え合い活動の充実を図ります。また、各種団体のネットワークの構築により、それぞれの活動のさらなる展開を促進します。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none"> ○住民がどのような活動に参加したいと思うのか、ニーズを把握しましょう。 ○地域ごとに、町会・自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会などが連携し、交流を図りましょう。 ○従来の取り組みだけでなく、新たな取り組みを、さまざまな団体とともに進めましょう。 ○地域活動団体や行政、社協などと、連携を図りましょう。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動団体等への支援機関の周知と相談体制の充実に努めます。 ○グループづくり、組織化などに対する支援や交流機会の充実に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○互いの活動を理解しあえるような機会をつくります。

【主な市の取り組み】

①地域福祉活動団体等への支援機関の周知と相談体制の充実

【担当課：市民協働課、地域福祉課】

ボランティアセンターや市民公益活動支援センター等の支援機関の存在や活動内容などについて、地域福祉活動団体等への周知を図るとともに、情報の共有化や役割分担などの連携強化に努めます。

②グループづくり、組織化などに対する支援や交流機会の充実

【担当課：人権政策課、市民協働課、高齢介護課、公民館】

同じ生活課題を抱えている人々による当事者グループづくりを支援するため、当事者と当事者との橋渡しなどを進めます。また、NPO法人化を希望する団体に対しては、市民公益活動支援センターにおいて支援を行います。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を維持していけるように、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の充実や介護予防、高齢者の社会参加・支え合いの体制づくりを推進します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①互いの活動を理解しあえるような機会をつくります

地域内で活動する団体が、それぞれ個別に活動するだけでなく、一丸となって地域課題に取り組んでいけるよう互いの活動内容について理解しあえるような交流・情報交換の場を設けます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○各種施設に協力してもらって地域イベントを開催したい。

基本目標 2 安全・安心に暮らせる地域をつくろう

1. 安全・安心な住環境づくり

【今後の方向性】

高齢者や障がい者、子育てをする人等に配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づく施設整備を進めるとともに、各種施設の適切な利用について、市民の理解を深めていきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○ユニバーサルデザインに対する理解を深めます。 ○点字ブロック上への駐輪禁止や高齢者や障がい者、妊婦等の専用駐車場の利用ルールを守りましょう。 ○福祉施設等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進めましょう。
市	○公共的建築物等の改善・整備を進めます。 ○地域でのごみ収集体制の整備を進めます。 ○緊急時の見守り体制の構築に努めます。 ○医療体制の整備を進めます。
社会福祉協議会	○若者や子育て世代が地元で愛着を持ち、住み続けたいとなるような活動を推進します。 ○高齢者や障がい者や外国人市民等への確かな情報発信ができる体制づくりに努めます。

【主な市の取り組み】

①公共的建築物等の改善・整備

【担当課：まちづくり推進課、住宅政策課、みどり環境課、公民館】

安全で人にやさしい生活空間を拡大していくため、公共的建築物や公園などの施設について、各種法令等に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた改善・整備を進めます。

②地域でのごみ収集体制の整備

【担当課：衛生課】

市内に居住する高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、地域でのごみ収集を行います。また、地域のごみ問題について、地域や関係機関の協力のもと解決にむけた取り組みを行います。

③緊急時の見守り体制の構築

【担当課：高齢介護課】

一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速適切な対応に努めます。また、認知症に伴う「徘徊行動」により行方不明になった際、早期発見できるようにネットワーク体制の充実に努めます。

④医療体制の整備

【担当課：健康づくり推進課】

休日などの急な発病時に受診できるように急病診療を実施し、さらに中学生までの子どもは夜間でも受診できるように小児救急診療を実施します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①若者や子育て世代が地元へ愛着を持ち、住み続けたいような活動を推進します

各世代がつながり、地域での見守り体制や地域福祉力が向上するように、誰もが気軽に相談できる体制を整備するとともに、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校などと連携し、皆がお互いに支え合う活動を推進しながら、共生社会の実現をめざします。

②高齢者や障がい者、外国人市民等へ的確な情報発信ができる体制づくりに努めます

情報不足による不利益を被ることのないように、ウェブサイトや広報誌を活用しながら情報発信を行うと同時に、住環境に関する各種講座の情報などを、必要な人に随時提供できる体制づくりを行うことにより、安心・安全に暮らせる地域づくりを行います。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 子どもや高齢者が安心して歩行できる歩道の整備をしてほしい。
- 市民全員に交通安全講習を受講してもらい、モラルの向上を図ってほしい。
- 子どもの遊び場がほしい。

2. 移動手段の確保

【今後の方向性】

高齢者や障がい者などが安心して外出や移動ができるよう、ボランティア団体やNPO団体などと連携し、外出支援サービスの充実に努めます。また、地域にサービスを届ける仕組みについても、検討します。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○地域住民同士で車の乗り合わせましょう。 ○地域で送迎ボランティアを育成しましょう。
市	○外出活動や移動などを支援するサービスの利用促進を図ります。 ○事業者への移送サービス事業の制度周知と活用促進を図ります。 ○公共施設等をつなぐ手軽な移動手段を確保します。
社会福祉協議会	○市民の移動手段と安全な移動環境の確保に努めます。 ○介護が必要な人や障がいのある人等が移動手段に関する情報を適切に把握できるよう努めます。

【主な市の取り組み】

①外出活動や移動などを支援するサービスの利用促進

【担当課：障がい福祉課、高齢介護課】

高齢者や障がい者などが自分の意思でさまざまな活動に参加できるようにするため、ガイドヘルパー、介護タクシーなどの移動支援のサービスの広報に努め、その利用促進を図ります。また、利用条件などの制約が比較的少なく、より利用しやすい移動支援のあり方について検討します。

②事業者への移送サービス事業の制度周知と活用促進

【担当課：地域福祉課】

一人では公共交通機関を利用することが困難な身体障がい者や高齢の要介護者などに対し、NPO等による福祉有償運送を活用し、より一層安全・安心な移送サービスを提供していけるように制度の周知に努めます。

③公共施設等をつなぐ手軽な移動手段の確保

【担当課：道路交通課】

市役所や市内の公共施設への移動手段としての「レインボーバス」の運用により、市民の身近な移動手段を確保します。また、交通不便地域の移動手段の在り方についても検討します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①市民の移動手段と安全な移動環境の確保に努めます

日常的に車いすを必要としている人で、介護保険などの公的制度を利用できない人への車いすの貸し出しや、車いすやストレッチャーのまま乗り降りできる特殊車両を市民へ貸し出します。

②介護が必要な人や障がいのある人等が移動手段に関する情報を適切に把握できるよう努めます

移動困難者の方にとって交通手段をより利用しやすいものとするため、市や関係機関と連携し、福祉に関わる公共交通利用の実態やサービスニーズの把握に努め、移動手段に関する情報を提供できるように取り組みます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○自家用車の乗り合いや、100円バスなどのコミュニティバスの充実をしてほしい。

○バスの本数や運行ルートなど公共交通の利便性を向上してほしい。

3. 避難行動要支援者への支援

【今後の方向性】

高齢者や障がい者などの、避難行動要支援者の支援制度についての周知を図るとともに、避難支援等関係者に対し、災害時の活動や避難行動要支援者への対応についての情報提供を行います。

また、地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識の高揚とともに、地域の福祉施設などを含めた地域が一体となった支援活動を推進します。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none">○日ごろから避難行動要支援者の把握に努め、災害時には避難支援ができる関係を築きましょう。○地域などで行われる防災活動に積極的に参加し、防災意識を高めましょう。○社会福祉施設等においては災害時の避難誘導體制の確認と体制確保に努めましょう。また、福祉避難所としての施設活用について、検討を進めましょう。○地域における避難行動要支援者支援組織の取り組みに積極的に協力しましょう。
市	<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者支援プランの推進に努めます。○災害時に備えた組織体制づくりを進めます。○自主防災組織を核とした地域防災のネットワークづくりを進めます。○避難所における避難行動要支援者への対応の充実に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○大規模災害に備えて、災害ボランティアセンターの準備や災害時要配慮者のための避難所づくりに協力します。○災害発生時に備え、平常時からの見守り・支え合いづくりを推進します。

【主な市の取り組み】

①避難行動要支援者支援プランの推進

【担当課：危機管理室、地域福祉課】

避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、地域支援組織の設置促進や避難収容体制の整備に努めます。

②災害時に備えた組織体制づくり

【担当課：危機管理室】

災害時における要支援者に対する支援体制の重要性について啓発・広報活動を進めるとともに、災害発生時の避難誘導や安全確保の支援が迅速かつ適切に行われるよう、災害情報の連絡体制の確立を図ります。また、災害時を想定した防災訓練の実施とその周知や、地域の危険箇所を把握するため、地域防災マップの作成を促進します。

③自主防災組織を核とした地域防災のネットワークづくり

【担当課：予防課、警備救急課】

災害の発生に備え、それぞれの地域において、自主防災組織を中心に災害ボランティア、地域福祉活動団体等が連携・協働するネットワークづくりを進めるとともに、地域住民に対して、防災意識の高揚、個人の備えの重要性について周知を図ります。

④避難所における避難行動要支援者への対応の充実

【担当課：危機管理室】

避難所での生活が困難な避難行動要支援者への対応として、社会福祉施設などを活用した「福祉避難所」の拡充に努めます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①大規模災害に備えて、災害ボランティアセンターの準備や災害時要配慮者のための避難所づくりに協力します

さまざまな災害時要配慮者を想定し、誰に対しても優しい避難所づくりを市や福祉施設連絡会と連携しながら、支援します。また、災害時支援体制の整備として、災害ボランティアセンター運営支援者の養成や災害時必要物品などの充実を図り、災害ボランティアセンターの体制強化に取り組みます。

②災害発生時に備え、平常時からの見守り・支え合いづくりを推進します

災害に強いまちづくりのため、民生委員や福祉委員会・ボランティア団体や市民活動団体などと、日頃より顔の見える関係を築きながら、地域特性や災害時要配慮者の特性に応じた地域防災のネットワークづくりを推進します。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 日ごろから他者への関心をむけて、地域での交流を増やすことによって避難時に手伝ってもらえる人を育てたい。
- 空き家を活用して避難用具を備蓄し、災害に備えたい。
- 空き家や休園している幼稚園などを利用して、避難生活ができるような整備をしてほしい。
- 避難訓練の開催・避難マニュアル作成を通じて地域の連携を図りたい。
- 防災無線の活用や防災力の地域差を無くしたい。

4. 防犯対策等の推進

【今後の方向性】

地域で安心して暮らすためには、犯罪や事故が起こらない環境づくりが必要です。特に、特殊詐欺等については、依然として被害が後を絶たない状況です。そのため引き続き、高齢者や障がい者、子どもへの防犯啓発などを推進するとともにお互いの顔が見える関係づくりをすすめます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○日ごろからお互いの顔が見える関係づくりに努めましょう。 ○地域は自分たちで守るという意識を持ちましょう。 ○子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げましょう。 ○地域での見守りなど犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう。
市	○交通安全意識等の啓発に努めます。 ○地域住民との協働による防犯対策の充実努めます。 ○地域での防犯活動を促進します。
社会福祉協議会	○市民の権利侵害を未然に防ぐ活動を進めます。

【主な市の取り組み】

①交通安全意識等の啓発

【担当課：道路交通課、教育指導室】

子どもを犯罪や交通事故から守るために、地域や学校・保育所等での防犯教室や交通安全教室の開催を推進するとともに、各校における登下校時の安全見守り活動をサポートします。

②地域住民との協働による防犯対策の充実

【担当課：総務課、市民協働課、教育総務課、教育指導室、生涯学習課】

子どもの安全確保のための啓発活動や青色パトロールカーの運行、小学校の新入学児童への防犯ブザーの配付、子ども安全見守り隊、「子ども 110 番の家」などの防犯対策の充実に努めます。

③地域での防犯活動の促進

【担当課：総務課、市民協働課】

地域の犯罪を未然に防止するため、防犯灯や防犯カメラ等の設置を促進するとともに、街頭啓発を実施するなど防犯意識の向上に努めます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①市民の権利侵害を未然に防ぐ活動を進めます

日常生活においてしつような商品勧誘や詐欺行為に関連するトラブル等、犯罪被害を未然に防ぐために民生委員や福祉委員会などと情報共有を図りながら、犯罪被害防止を推進していきます。さらに、必要に応じて、相談対応や適切な機関につなげて被害が拡大しないように努めます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 地域の安全や防犯に対する意識を高めたい。
- 保護者や学生、見守りサポーターなどを対象に地域の見守りを行う人材の確保・養成をしたい。
- 地域教育協議会とPTAや地域など他の機関との連携を図りたい。

基本目標 3 地域福祉を支える力を育てよう

1. 地域福祉の担い手づくりの推進

【今後の方向性】

地域福祉活動団体の育成やボランティア活動、各種講座に関する情報提供を積極的に行い、市民一人ひとりが、地域の一員であるという意識を持ち、さまざまな活動に参加・協力できるよう人材の育成を支援していきます。

また、将来の担い手づくりのために、地域で暮らす市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、より積極的に福祉活動に参加し活躍することによって、生きがいにつながられるような環境づくりに努めます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none">○地域の一員として自らが持つ知識や経験を地域の中で発揮し、貢献しましょう。○地域のさまざまなイベントや交流事業に参加し、助け合い、支え合いの意識を育みましょう。○地域の福祉活動等に積極的に参加し、地域活動の推進役として活躍しましょう。○福祉体験の場として、児童生徒や地域の人への受け入れに協力しましょう。○社協や学校等が実施する福祉教育に協力しましょう。○積極的にボランティアを受け入れていきましょう。
市	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア育成のための講座等の充実に努めます。○福祉に関する学習機会の充実に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○さまざまな地域福祉活動に参加できるようなしくみづくりを進めます。○住民参加型軽度生活支援事業（いっぴくシステム）を推進します。○知識や経験豊富な担い手を育成していきます。

【主な市の取り組み】

①ボランティア育成のための講座等の充実

【担当課：図書館、公民館】

ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成に努めます。

②福祉に関する学習機会の充実

【担当課：こども未来室、障がい福祉課、高齢介護課、公民館】

教育委員会と連携して、小中学校における福祉に関する学習活動を推進していきます。また、社会福祉協議会と連携して、学校教育、社会教育、家庭教育の場やボランティア活動などを通じて、福祉教育の充実を図るとともに、地域との協力により、高齢者や障がい者などとの交流活動を実施します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①さまざまな地域福祉活動に携えるようなくみづくりを進めます

地域の拠点づくり、担い手づくりを市内の学校（小中高大）や福祉施設連絡会と協働していきます。また、地域福祉活動を発展するために、善意銀行・共同募金の有効な活用に努めます

②住民参加型軽度生活支援事業（いっぷくシステム）を推進します

住民参加型軽度生活支援事業を継続、継承していくことで顔の見える関係づくりをめざします。また、地域住民等を対象とする福祉活動をテーマとした講座を開催します。

③知識や経験豊富な担い手を育成していきます

趣味や特技を活かしたボランティア講座を積極的に開催します。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 子どもに福祉施設のインターンシップを体験してもらい、将来の担い手として養成していきたい。
- 趣味や習い事を活かせる場がほしい。

2. ボランティア・NPO活動の推進

【今後の方向性】

ボランティア・NPO等への参加を促進するため、その必要性和意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信やボランティア講座の開催、活動への参加機会の充実に努めていきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○ボランティア等の市民活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。 ○各種ボランティア団体に積極的に登録しましょう。 ○ボランティアグループやNPO、住民活動団体などの活動を行っている各種団体間での情報交換など、連携を強化しましょう。
市	○NPO活動への支援を行います。 ○支援機関との連携によるボランティアの活動の推進を図ります。
社会福祉協議会	○幅広い年代層が、地域で活躍できるよう支援します。 ○情報の共有のしくみづくりに努めます。 ○既存の福祉サービスの発展をめざします。

【主な市の取り組み】

①NPO活動への支援

【担当課：市民協働課】

地域で活動するNPO団体等について、情報提供などの活動に関する支援を行います。

②支援機関との連携によるボランティアの活動の推進

【担当課：市民協働課】

ボランティアセンターや市民公益活動支援センターとの連携により、ボランティア希望者に対する相談機能の充実に努め、ボランティア活動への参加機会の充実に努めます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①幅広い年代層が、地域で活躍できるよう支援します

市民公益活動支援センターと連携強化します。また献血や共同募金活動など社会貢献に参画できる新たな企画を検討します。

②情報の共有のしくみづくりに努めます

地域活動者の情報の収集、更新、発信に努めます。また、地域の回覧板システムの活用に加えて、SNS など時代にそった情報共有の手法を取り入れていきます。

③既存の福祉サービスの発展をめざします

新たな配食サービスについて調査・研究を行うとともに、新たな見守り体制の構築をめざします。また各小中学校を拠点としたボランティア活動を推進していきます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○ボランティア養成のための講座やカリキュラムを開催してほしい。

○おじいちゃんやおばあちゃんが子育てで活躍できる場がほしい。

3. 地域リーダーの育成支援

【今後の方向性】

地域の課題を地域住民が主体となって解決できるよう、活動の中心を担い、取り組むことができる地域リーダーの育成に努めます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○積極的に地域活動に関する講座などに参加しましょう。 ○地域活動に興味を持ちましょう。 ○各団体の連携を図るリーダーを養成しましょう。
市	○青少年のリーダーを育成します。
社会福祉協議会	○さまざまな分野を取り入れた育成プログラムの開発をしていきます。

【主な市の取り組み】

①青少年のリーダー育成

【担当課：児童館、生涯学習課】

青少年の健全育成の取り組みを推進し、青少年のリーダーを育成していきます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①さまざまな分野を取り入れた育成プログラムの開発をしていきます

福祉課題を抱え援助を必要とする人に対して、住みなれた地域の中で課題の早期解決を図るための適切な援助、協力体制等を推進していく福祉協力員の養成を進めていきます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○福祉に対する意識が高い人々のスカウトをしたい。

4. 福祉、介護等を担う専門的な人材の育成・支援

【今後の方向性】

福祉サービスの向上と効率化を図るために、研修の開催や活動支援を通じて、福祉や保健、介護にかかわる専門分野の人材を育成し、人材の確保に努めます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○福祉や保健、介護に関する講座などに積極的に参加しましょう。 ○担い手を養成する講座などを開催し、新たな人材の発掘・確保に努めましょう。
市	○地域で活動する人材を育成します。
社会福祉協議会	○福祉専門職の確保に努めます。

【主な市の取り組み】

①地域で活動する人材の育成

【担当課：保険年金課、高齢介護課】

認知症や健康づくりについて正しい知識を持ち、啓発活動ができる認知症サポーターや健康推進員を育成していきます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①福祉専門職の確保に努めます

施設連絡会と協働し、福祉職の魅力啓発や福祉人材確保に努めるとともに社会福祉事業従事者等に対する研修を実施します。また、次世代を担う人材育成のため、積極的な実習の受入れを行っていきます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 市民意識調査の結果から、介護に対するの興味が強い人が多いのでさまざまな場所でオープン講座を開催してほしい。
- 認知症サポーター養成講座など、子どもから大人まで福祉に関する正しい知識や支援方法を学ぶ。

5. 地域や関係機関をつなぐネットワーク活動の充実

【今後の方向性】

地域における福祉課題を、地域で解決していくために、地域や関係機関などをつなぐ各分野の既存のネットワーク等を活用し、分野をこえた連携を行います。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○積極的に、地域の校区交流会議に参加しましょう。 ○自主的に地域で、校区交流会議を開催し、自らの地域の福祉課題を共有し、解決にむけた活動を行っていきましょう。 ○複数の分野にまたがる事例に対して分野をこえた効果的な支援ができるよう、関係専門機関と連携・協力しましょう。
市	○コミュニティソーシャルワーカーを配置します。 ○分野別ネットワークとの連携を図ります。
社会福祉協議会	○小学校区単位で課題解決していけるしくみづくりをめざします。 ○小地域ネットワーク活動を推進します。

【主な市の取り組み】

①コミュニティソーシャルワーカーの配置

【担当課：地域福祉課】

地域の身近な相談窓口としてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、支援が必要な人を関係機関につなぎます。また、地域福祉コーディネーターを配置し、コミュニティソーシャルワーカーと小地域ネットワーク等の関係機関との連携強化を図ります。

②分野別ネットワークとの連携

【担当課：地域福祉課、こども未来室、高齢介護課、障がい福祉課】

複数の分野にまたがるような複雑な福祉課題に対しても、適切な支援に円滑につなげていくことができるよう、関係専門機関やさまざまな分野のネットワークとの情報交換や分野をこえた包括的で効果的な支援の検討をコミュニティソーシャルワーカーが中心となり行います。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①小学校区単位で課題解決していけるしくみづくりをめざします

包括ケアシステムと、連携した分野別のネットワークの発展をめざします。SNS など時代に沿った見守りシステムの手法を取り入れていきます。

②小地域ネットワーク活動を推進します

校区担当者の配置や相談員派遣、また活動資金補助やレクリエーション物品の充実を通じて、福祉委員会活動を継続して支援していくとともに、各校区で活用できるメニュー開発を行っていきます。また、各福祉委員会相互の交流の場を設け、情報共有をしていける機会をつくれます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○小学校区単位で地域住民と行政や関係機関と、定期的な話し合いの場があるとよい。

基本目標 4 必要な支援を受けられるしくみをつくろう

1. 総合的な相談体制の充実

【今後の方向性】

地域のさまざまな生活課題を受け止め、適切に解決し住みやすい地域づくりを図るため、介護や子育て等で悩みを抱える人の受け皿となる総合的な相談体制の充実を図ります。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	<ul style="list-style-type: none">○各種相談窓口を知り、有効活用しましょう。○身近な相談窓口などの情報を共有しましょう。○地域住民へ福祉情報を提供し、各種相談窓口の周知と利用の呼びかけを行いましょ。○支援を必要とする人が各種相談窓口確実につながることができるよう努めましょ。○地域における見守り体制にむけ、地域福祉活動団体等と相互に連携・協力ましょ。
市	<ul style="list-style-type: none">○地域における見守り体制の充実に努めます。○身近な総合相談窓口を設置ます。○さまざまな手段や専門性の向上による相談体制の充実に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○気軽に相談できる環境をめざし、相談窓口の周知を進めます。

【主な市の取り組み】

①地域における見守り体制の充実

【担当課：地域福祉課、高齢介護課】

民生委員・児童委員活動や校区・地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動、配食サービスなど地域の福祉活動団体や事業者等により実践されている見守り訪問活動や相談活動が、円滑に実施できるように支援を行い、地域で支援を必要とする人が孤立しないよう、情報の把握に努めます。

②身近な総合相談窓口の設置

【担当課：地域福祉課】

地域の身近な総合相談窓口として、コミュニティソーシャルワーカーと社会福祉協議会による「福祉なんでも相談窓口」を設置し、支援を必要とするあらゆる人の相談に対応するとともに福祉サービスなどに関する情報の提供を行います。

③さまざまな手段や専門性の向上による相談体制の充実

【担当課：情報公開課、人権政策課、人権文化センター、こども未来室、障がい福祉課、商工観光課】

行政をはじめ相談機能を有する地域福祉活動団体等において、窓口や電話に加えて、出張やメールなど、さまざまな手段での相談体制づくりに取り組みます。また、担当者の専門性の向上のため、研修機会の充実を図ります。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①気軽に相談できる環境をめざし、相談窓口の周知を進めます

身近に相談ができる拠点の創設をめざし、地域諸団体や福祉関連事業所など社会資源と協働することで、誰もが相談しやすい環境の基盤整備に努めます。また、広報やウェブサイトを効果的に活用し、地域福祉活動団体との平時からの連携により、相談連結機能が発揮されるように努めます。

【校区交流会議における主な理想意見】

○気軽に親子や高齢者等が相談できる場所がほしい。

2. 情報提供の充実

【今後の方向性】

福祉制度を整えても、必要とする人にその情報が行き渡らないと利用につながりません。誰もが安心してサービスが利用できるよう、支援を必要とする人に、適切に情報提供を行います。広報誌やウェブサイトなど、さまざまな情報伝達手段を用いて、年齢を問わず情報が行き渡るよう努めます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○福祉の各種制度への関心を高めましょう。 ○回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、福祉情報を地域住民に提供しましょう。 ○地域で情報入手が困難な人を把握し、必要な情報が届くようなしくみをつくりましょう。
市	○情報のバリアフリー化を推進します。 ○地域福祉活動団体等との情報共有の推進を図ります。 ○適切な福祉サービスの提供を図ります。
社会福祉協議会	○福祉に関する情報発信の充実を図ります。

【主な市の取り組み】

①情報のバリアフリー化の推進

【担当課：情報公開課、人権政策課、市民協働課、こども未来室、障がい福祉課、図書館、公民館】

福祉サービスに関する情報が地域住民に広報誌やウェブサイトなどさまざまな情報手段を用いて、確実かつ効率よく届くようにします。また、視覚障がい者や聴覚障がい者、外国人市民など情報入手が困難になりがちな市民の存在をふまえて情報のバリアフリー化を推進します。

②地域福祉活動団体等との情報共有の推進

【担当課：市民協働課、地域福祉課、公民館】

行政及び地域福祉活動団体等が、福祉サービスに関する情報をお互いに共有できるよう、地域住民だけでなくこれらの団体などに対しても情報の収集と提供に努めます。

③適切な福祉サービスの提供

【担当課：広域福祉課】

福祉サービス提供機関において適切な福祉サービスの提供を図れるよう事業者等の指導監督に努めます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①福祉に関する情報発信の充実を図ります

広報・ウェブサイト・掲示コーナーを活用し、市民の誰もが見やすい工夫や掲載内容の充実を図ります。また、イベントや講演、地域に出向いた教室等で意識的に情報発信をする事に努めます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- 掲示板やインターネットなど情報が集まる場所を整備してほしい。
- 各種イベントやインターネットなどを活用して情報の周知・発信を積極的に行ってほしい。
- 校区として一つにまとめた回覧板や地域マップがほしい。

3. 権利擁護の体制の充実

【今後の方向性】

病気や障がいなどにより、判断能力に不安のある人が安心して暮らせるよう、権利擁護の体制の充実を図ります。また、支援の必要な人の把握や、必要な情報が提供されるよう、サービスの質の向上・確保を図ります。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○福祉サービス利用者や相談者の人権を守り、成年後見制度等の活用を含めて権利擁護制度の利用を促進します。 ○高齢者、障がい者、子どもへの虐待や配偶者への暴力を発見した際は、すぐに関係機関につなぎましょう。
市	○成年後見制度の活用の促進を図ります。 ○高齢者、障がい者、子どもへの虐待や配偶者等に対する暴力防止のための取り組みを推進します。
社会福祉協議会	○人権、財産を守る権利擁護体制の充実を図っていきます。 ○市と連携し市民後見人（バンク登録者）の支援をします。 ○成年後見制度の普及を行い自己決定への支援を推進します。

【主な市の取り組み】

①成年後見制度の活用の促進

【担当課：地域福祉課、障がい福祉課、高齢介護課】

すべての人が自分らしく安心した生活の基礎が確保できるよう、さまざまな機会を捉えて成年後見制度の内容や利用方法などについて情報提供し、その周知と利用促進を図ります。また、市民後見人の養成を進めて、制度の活用に努めます。

②高齢者、障がい者、子どもへの虐待や配偶者等に対する暴力防止のための取り組みの推進

【担当課：人権政策課、こども未来室、障がい福祉課、高齢介護課、健康づくり推進課、】

地域に潜在したまま表面化していない虐待事案もあると推察されることから、今後も虐待の早期発見、予防、適切な支援・対応を行うため、関係者相互の協力・連携体制を強化します。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①人権、財産を守る権利擁護体制の充実を図っていきます

日常生活自立支援事業の継続的な実施を図るとともに、今後増加するであろう成年後見制度に対応できるよう、法人後見について調査・研究していきます。

②市と連携し市民後見人（バンク登録者）の支援を行います

被後見人の身上監護や財産管理等を中心に生活に寄り添った支援ができるよう、市民後見人の活動を支援していきます。

③成年後見制度の普及啓発に努め、自己決定への支援を推進します

被後見人等が必要な人の早期発見の体制づくりや市町村長等による家庭裁判所への申立ての活用促進など、成年後見制度の利用及び制度の普及啓発を支援します。

【校区交流会議における主な理想意見】

○地域での見守りを行う人材を確保していきたい。

4. 生活困窮者自立支援対策の推進

【今後の方向性】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮している生活困窮者を早期に発見し、問題が深刻化する前に包括的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。

【担い手と取り組み】

市民・団体・専門職	○民生委員・児童委員や町会・自治会が連携し、生活困窮者を把握し、相談につなげていきましょう。
市	○生活困窮者の自立支援のためのネットワークの構築を進めます。
社会福祉協議会	○関係機関や団体と連携し、社会資源の開発・創造に努めます。

【主な市の取り組み】

①生活困窮者の自立支援のためのネットワークの構築

【担当課：地域福祉課】

生活困窮者を早期に発見するためには関係部署及び地域のネットワークが必要となります。関係部署が連携し、生活困窮者が窓口に来られた場合などに、適切な相談窓口につなぐことができるような庁内連携体制を構築していきます。また、地域においては、住民や民生委員・児童委員、地域の専門機関などが、生活困窮者を発見し、適切な相談窓口につなぐことができるネットワークの構築を進めていきます。

【主な社会福祉協議会の取り組み】

①関係機関や団体と連携し、社会資源の開発・創造に努めます

生活困窮の人たちが社会的なつながりを持てるような居場所づくりを整備し、社会参加の機会を広げられるように、各関係機関や団体と連携しながら、新たな社会資源の開発・創造に努めます。

【校区交流会議における主な理想意見】

- いつでも誰でも利用できる、子ども食堂を普及したい。
- 子ども食堂の普及で、親世代にとっても働きやすい環境づくりにつながる。